

ID: 253

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収				
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第16条第1項				
例規番号	平成5年条例第9号				
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。 (使用料)</p> <p>第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の基本使用料と超過使用料との合計額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>					
用途	料率	基本料金(1月につき)		超過料金	
		汚水量	金額	汚水量	金額 1m ³ につき
一般用	10m ³ まで		1,250円	10m ³ を超え20m ³ まで	138円
				20m ³ を超え30m ³ まで	150円
				30m ³ を超え50m ³ まで	163円
				50m ³ を超え100m ³ まで	175円
				100m ³ を超えるもの	188円
臨時用	1m ³ につき				188円
備考					
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日		